サービス統計・企業統計部会の審議状況について (サービス産業動態統計の指定・サービス産業動態統計調査の承認)(報告)

項目	諮問内容等	部会	審職第	審議の状況
- 現 日	韶问內谷寺	第 1 回	第 2 回	音級の仏流
1 サービス 産業動態統 計の指定	○ 本諮問は、我が国におけるサービス産業の事業活動の動態を明らかにするための新たな月次の基幹統計を作成するため、既存のサービス産業動向調査(総務省所管の一般統計調査。以下「動向調査」という。)及び特定サービス産業動態統計調査(経済産業省所管の一般統計調査。以下「特サビ調査」という。)を統合して、令和7年1月から「サービス産業動態統計調査」を創設・実施し、これにより作成される統計を「サービス産業動態統計」として指定するもの	•	•	【適当と整理】 (基幹統計化については、累次の基本計画の課題に対応するものであり、我が国におけるサービス産業をカバーする初めての月次の基幹統計として公的統計の体系的整備に大きく寄与するもの。また、両調査結果は利活用の実績を積み重ねている状況にあり、今後の公表早期化の見込みも踏まえると、新たに作成される統計は、更なる幅広い利活用が見込まれることから、基幹統計の要件イ及び口に該当するものと考えられる。) (参考)基幹統計の要件(統計法第2条第4項第3号)
	○ 既存の動向調査及び特サビ調査の結果は、いずれもQEや国民経済計算年次推計、第3次産業活動指数等の基礎データとして活用。また、動向調査の結果については、令和4年8月以降、月例経済報告における経済動向把握・基調判断のための基礎資料等としても活用されるなど、利活用の対象や範囲が順次拡大。さらに、両調査の結果は、民間企業や学術研究機関等における業界ごとの景気動向、市場規模等の分析等にも活用			◎ 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計 ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計 ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計
2 サービス 産業動態統 計調査の承 認 (1)調査の 名称	〇【調査の名称】サービス産業動態統計調査	•	•	【適当と整理】 (調査内容を的確に表現した名称であることを確認)
(2)調査対 象の範囲	○ 通信業、鉄道業、不動産取引業、専門サービス 業、宿泊業、飲食店など35分類(日本標準産業 分類中分類ベース)に属する企業等・事業所		•	【適当と整理】 (現行の動向調査の調査設計を踏襲し、本調査の目的及び 利活用を踏まえたものとなっていることを確認)
(3)報告を求める個人又は法人その他の団体	○ 経済センサス-活動調査を母集団情報とし、新設の企業等の追加のため、事業所母集団データベースの年次フレームによる補完を行って、約13,000企業等及び約25,000事業所を報告者とする。 ○ 標本設計は現行の動向調査を引き継ぐこととし、企業等単位の調査と事業所単位の調査を実施			【適当と整理】 (標本設計の基本的な考え方は、現行の動向調査を踏襲し、報告者負担にも配慮しつつ、本調査の目的を踏まえたものとなっていることを確認。なお、企業等調査の報告者数については、既存の動向調査と比較して、約1,000企業等増加しているが、母集団情報の更新に伴うもの)
	心 【企業等】 ①通信業、放送業、鉄道業など事業所単位で の売上高の把握が困難ないわゆるネットワーク 産業、②一定規模(資本金1億円)以上の会社 企業を全数調査			
	【事業所】 ③ ①又は②に該当する企業等の傘下にない事業所について、産業、事業従事者規模別に無作為抽出(ただし、精度を確保する上で必要な層は悉皆)			
	※ 悉皆層は標本交替を行わず、継続的に調 査。標本層は2年間継続調査			

項目	諮問内容等	第 第 1 2	
(4)報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間	○【調査事項】 ①名称、所在地及び法人番号 ②消費税の税込み記入・税抜き記入の別 ③売上(収入)金額(1か月目のみ前月を含む。) ※企業等調査は事業活動別に最大五つ、事業所調査は事業所全体の売上高を記入 ④従業者数(1か月目のみ前月を含む。) ※詳細な内訳区分を廃止 【基準となる期日・期間】 毎月末時点(売上(収入)金額は月初めから月末までの1か月間) ※ 現行の特サビ調査では、調査事項として特定産業の特性事項(例:「営業ホール数」(ゴルフ場)、「総ゲーム数」(ボウリング場)等)を設けていたが、本調査では、これらの特性事項を把握しない。		【適当と整理】 (現行の動向調査を踏襲しつつ報告者負担に配慮した見直しを行っており、本調査の目的に照らして、必要十分なものとなっていることを確認。) 【委員等からの主な御意見】 ◆報告者の立場からみると、従業者数欄がシンプルになっている点で、今回の見直しは適切であると考える。 ◆事業活動別売上(収入)金額は、日本標準産業分類に準じた区分を用いているが、生産物分類の整備の状況も踏まえて、将来的に検討していく必要があるのではないか。 ※ なお、特サビ調査の特性事項については、経済産業省が中心となって調査結果に対するニーズの精査を行い、売上高以外は本調査においては把握しないものの、今後の在り方について、必要性の有無も含め経済産業省において引き続き検討することを確認
(5)報告を求 めるために 用いる方法	○ 調査票の配布・回収は、民間事業者を活用した郵送・オンライン調査により実施 オンライン調査については、政府統計共同利 用システム又は政府統計オンラインサポートシステムを利用した方法により実施 特サビ調査との重複是正やデータ移送等の作業が不要となるため、審査業務が効率化		【適当と整理】 (第IV 期基本計画において、「基幹統計調査におけるオンラインによる回答の割合を、企業系調査では8割以上」を目指すとされているところ、政府統計オンラインサポートシステムにより、結果への影響が大きい企業等の回答を高い精度で安定的に捉えるほか、オンライン回答の推進等により、回収率及びオンライン回答率の向上が期待できる)
(6)集計事項	○ 集計事項は、現行の動向調査を引き継ぐこととし、以下のとおり、中分類ベースの売上高及び従業者数を公表 ①事業活動の産業(中分類)別売上(収入)金額②事業所・企業等の産業(中分類)別売上(収入)金額、従業者数 ○ 特サビ調査で公表している細分類ベースの売上高に対するニーズに対応するため、上記の集計事項とは別途、参考表として細分類ベースの特別集計を行う予定 ※主な集計項目:パッケージソフトウェア業、情報処理サービス業、遊園地・テーマパーク等		【適当と整理】 (調査の目的を踏まえ、広範な利活用が想定される現行の動向調査の集計事項を本調査の集計事項として位置付けるとともに、その他のニーズには特別集計として柔軟に対応可能とするものであることを確認。また、現行の動向調査と同様の方法で標本交替による変動調整を行うほか、ガイドラインに沿った消費税の補正を行った上で、平成25年までに遡って接続を行うものであることを確認) 【委員等からの主な御意見】 ◆特別集計については、具体的にどのように集計したのかユーザーにも分かるように公表の際の資料に記載してほしい。また、欠測値補完の方法についてもオープンにしてほしい。
(7)報告を求 める期間及 び調査結果 の公共 のので のので のので のので のので のので のので のので のので のの	○ 調査票の提出期限については、動向調査の「調査月翌月20日」から「調査月翌月15日」に5日前倒し ○ 公表期日については、現行の動向調査では、速報結果をおおむね月末に公表していたが、本調査では、1週間程度前倒。また、確報結果については、現行の動向調査同様、調査月の5か月後の下旬までに公表		 【おおむね適当と整理】 (調査票の提出期限の前倒しについては、報告者負担の軽減に配慮しているほか、主要な月次の基幹統計調査とも同様の提出期限となっていることを確認。また、速報の公表期日については、第IV期基本計画等において求められている公表早期化に沿うものであり、確報については、結果精度を維持する観点から調査月の5か月後まで遅延調査票を取り込んで集計・公表するものであることを確認。他方、新調査の速報公表期日は、調査対象が多くの産業にわたりサンプル数に違いがあるものの、依然として主要な月次の基幹統計調査と比較して3週間程度遅いことから、更なる早期化が課題) 【委員等からの主な御意見】 ◆新調査が基幹統計調査に移行することによって、回収率の向上が可能となるなら、更に公表の早期化が実現するのではないか。3か月目データの1次QEへの対応は、将来的な課題だと思うので、その方向に向かっていってほしい。

(注) 第1回 (第125回サービス統計・企業統計部会) は、11月8日 (水) に開催 第2回 (第126回サービス統計・企業統計部会) は、11月22日 (水) に開催